

広島県公営企業管理規程第二号

広島県公営企業公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

広島県公営企業公印規程の一部を改正する規程

広島県公営企業公印規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表の管理者印の項中

「	広島県公営企業管理者	方 27	企業局企業総務課	を
	”	方 21	”	」
「	広島県公営企業管理者	方 27	企業局企業総務課	
	”	方 21	”	に改める。
	”	方 14	”	」

附 則

この規程は、公布の日から施行する。